

平成21年5月25日

各 位

オイレス工業株式会社
代表取締役社長 栗本弘嗣
(コード番号6282 東証第一部)

(問合せ先)

上席執行役員

管理本部長 内田隆彦

TEL 03 - 3433 - 1371

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成21年6月26日開催予定の第58回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 上場会社の株券を電子化する「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことから、当社定款のうち不要となる株券、実質株主、実質株主名簿等に関する規定の削除等の変更をおこなうものであります。また、株券喪失登録簿の事務に関しましては、1年間の時限の扱いであるため、附則として所要の規定を設けるものであります。
- (2) 当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない不適切な買収行為を防止し、そのような不適切な買収行為に対して買収防衛策として必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。また、当社は、買収防衛策について、株主の皆様の意思に依拠すべきであると考えておりますが、株主の皆様のご意思を法的に明確な形で反映させ、買収防衛策を当社株主総会の決議によって導入、変更、継続および廃止をすることが可能とする必要があります。

しかしながら、当社の現行定款においては、買収防衛策に関する規定は設けられていないことから、平成21年5月25日開催の当社取締役会において、本総会にかかる株主様のご承認を条件に、下記のとおり現行定款を変更することを決議いたしました。本議案は、次のとおり現行定款の内容を一部変更することをお諮りし、変更案第16条第1項を新設するものであります。

また、当社は、買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当等を行うこととしておりますが、新株予約権の無償割当は、会社法においては、取締役会設置会社では取締役会決議のみでおこなうことが可能となっております（会社法第278条第3項本文）。しかしながら、新株予約権の無償割当は、取締役会決議のみをもっておこなうのではなく、株主の皆様のご意思に基づいておこなうため、株主総会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定していただくか、または、株主総会で一定の条件を定めた上で当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役に委任していただくことが望ましいと考えております。つきましては、会社法第278条第3項但書に基づき、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定について、上記 および の方法によることが可能となるように、根拠規定として変更案第16条第2項を新設するものであります。

(3) 上記の変更に伴い、必要な条数の変更をおこなうものであります。

2. 変更の内容

変更案の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款一変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日（金曜日）

以 上

別 紙

(下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削除)</p>
<p>第9条 ~ 第10条 (条文省略)</p>	<p>第8条 ~ 第9条 (現行どおり)</p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第11条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。 <u>当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。 当社の株主名簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株</p>

<p>以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項に定めるほか、必要がある時は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項に定めるほか、必要がある時は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>第 14 条 ~ 第 16 条 (条文省略)</p>	<p>第 13 条 ~ 第 15 条 (現行どおり)</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(株主総会決議事項)</p> <p><u>第 16 条 株主総会において、当会社の株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の導入、変更、継続および廃止に関する決議をおこなうことができる。</u></p> <p><u>当会社は、新株予約権割当に関する事項について、取締役会の決議による場合のほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</u></p>
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 40 条 当会社の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対しおこなう。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 40 条 当会社の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対しおこなう。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第 41 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をおこなうことができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第 41 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をおこなうことができる。</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもって削除するものとする。</u></p>